介護保険施設等
集団指導



鹿児島市消防局　予防課



福祉施設の防火安全対策

1　防火管理者の選任等

- 防火管理者の選任
- 消防計画の作成
- 消防訓練の実施



防火管理者の資格を有する方の中から選任し、最寄りの消防署へ届出の提出、消防計画の作成や消防訓練の実施が法令で定められています

※防火管理者が必要な施設の目安は
　特別養護老人ホームなど・・・・・収容人員10名以上
　老人デイサービスセンターなど・・・・収容人員30名以上



福祉施設の防火安全対策

２　消防用設備等の設置

火災から人命安全の確保を図るため、火災の早期発見、通報、迅速な初期消火、安全避難などを目的とし、設置が義務付けられています。

設置の必要な消防用設備等



自動火災報知設備



火災通報装置



消火器

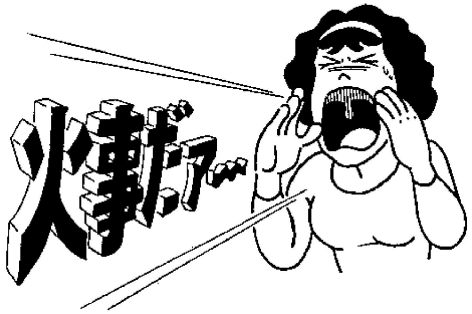


スプリンクラー設備

※構造や規模によって不要となる場合もあります



火災が起こってしまったら



１　初期消火

- 「火事だ！」と大きな声で周りに知らせる。
- 天井に火が達している場合は、避難優先

２　119通報

- 「燃えているもの」「逃げ遅れの有無」等を必ず伝える。

※スプリンクラー設備が作動した場合、消火完了後の水損防止のため、以下の手順を確認しておいてください。（消防訓練において）

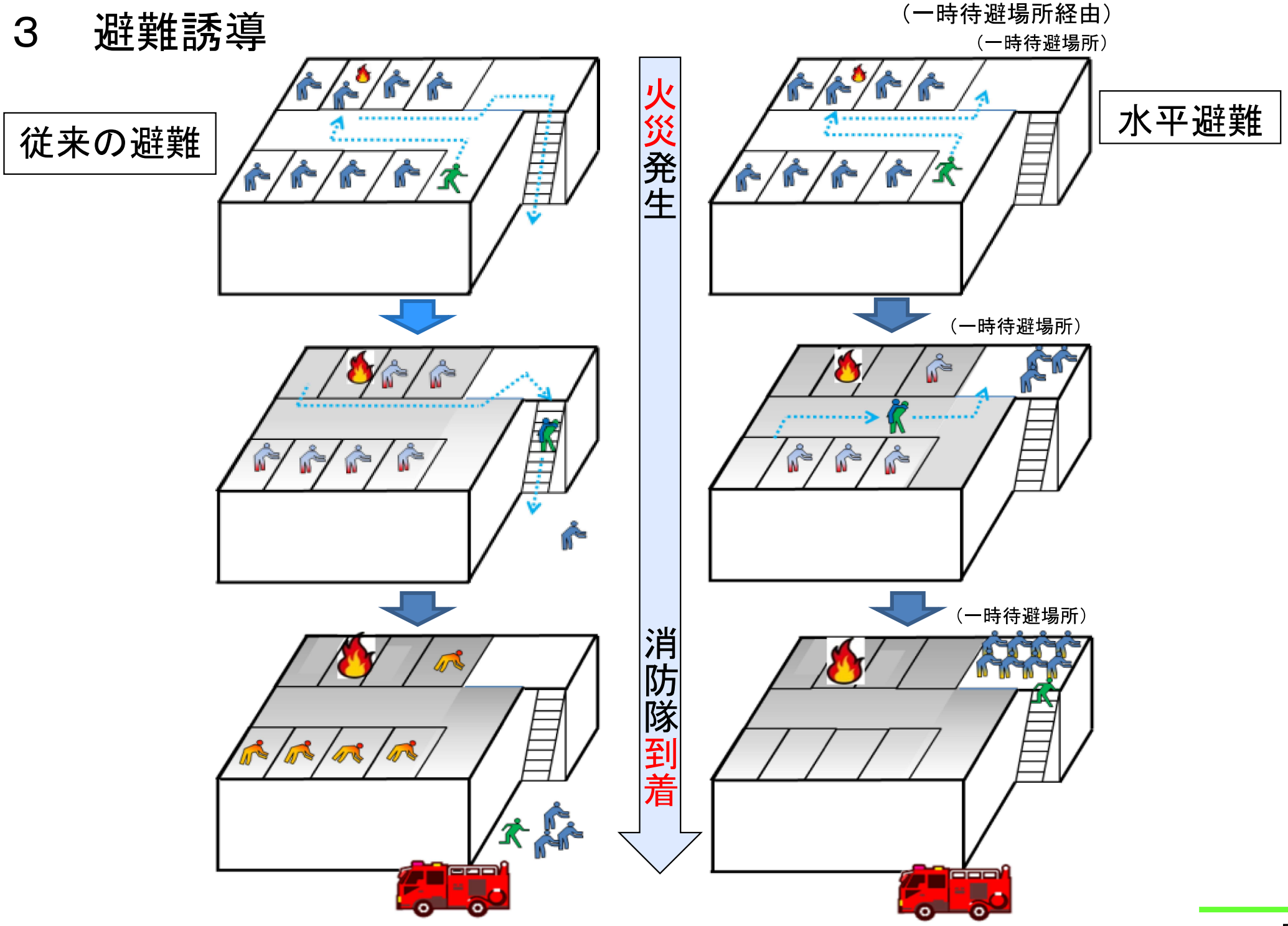
１　スプリンクラーポンプがある場合

- バルブを閉める
- ポンプを停止する

２　スプリンクラーポンプがない場合（水道直結型など）

- バルブを閉める

3　避難誘導





火災時の対応フロー

対応方法								
出火・自動火災報知設備　鳴動	→ 受信機にて出火場所の確認	→ 消防機関への通報※	→ 現場確認	→ 火災室からの待避・初期消火	→ 避難誘導	→ 避難完了	→ 消防隊への情報提供（出火場所、避難状況など）	
従前の対応方法	→ 受信機にて出火場所の確認		→ 現場確認	→ 火災室からの待避・初期消火	→ 消防機関への通報	→ 避難誘導	→ 避難完了	→ 消防隊への情報提供（出火場所、避難状況など）

※消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、連動機動機能が付いている場合は自動的に119番通報されます。



☑check　確認してください！

「自動火災報知設備」と「消防機関へ通報する火災報知設備」が連動している場合、自動火災報知設備のベルが鳴ると自動的に119番通報されます！

自動火災報知設備のベル　鳴動

→

消防機関へ通報する火災報知設備　起動

→

119番通報

→

通信指令センターから呼び返し

→

設置の機器が鳴ります



→ 応答あり → 状況を確認し、必要に応じて消防車を出動させます

→ 応答なし → 火事だと判断し消防車を出動させます





消防局からのお願い

近年、デイサービス事業所が宿泊を伴う福祉施設へ変更した場合、又は入居者数や入居する要介護状態区分3以上の割合に変更があった場合、新たな消防用設備の設置や防火管理者の選任等が必要になることがあります。

施設の形態や入居者の変更が伴う場合は、最寄りの消防署へご相談ください。

例）

有料老人ホーム、入所者15名（要介護状態区分3以上が半数以下）、延べ面積150㎡

→用途（6）項ハ、消火器、誘導灯、防火管理者不要

入所者の要介護状態区分の変更 ⇒ 収容人員や延べ面積の変更がなくても用途が変更となり、設備が強化

有料老人ホーム、入所者15名（要介護状態区分3以上が半数以上）、延べ面積150㎡

→用途（6）項ロとなり、消火器、誘導灯の他、新たに防火管理者の選任、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務が生じる

【問い合わせ先】

消防局予防課　222－0970　中央消防署　285－0119　西消防署　254－0119　南消防署　269－0119